

運営委員会(部会長連絡会合同会議含む)

構成メンバー:

綿貫好子(廣望会)、勝山淳一(長野市社会事業協会)、岸田隆(森と木)、土井まゆみ(絆の会)、
木下香織(長野県社会福祉事業団)、池田純(ジェイハート)、大堀尚美(ポプラの会)、
宮尾千恵子(長野市手をつなぐ育成会)、板倉重彦(ケアマネ連絡会)、
小池晶代(ケアマネ連絡会)、府川裕一(こども部会)、三井絵美子(かつどう部会)

長野市障害福祉課担当者:穂苅修利、倉島英俊、小林栄一、池田匠、菊池康弘

1、年間テーマ

・ふくしネット運営の全体調整

2、部会等の開催状況

日時		会場	人数 (人)	部会のテーマ	主な内容
月	日				
4	19	Web	17	ふくしネット概要について 今後のスケジュール	・今年度の運営体制について ・年間計画確認 ・地域課題の検討方法確認
6	3	トイゴ	33	(部会長連絡会合同) 運営委員選出 ふくしネットの運営 地域課題への対応 など	・運営委員の部会長からの選出 ・運営体制・年間スケジュール確認 ・各部会の年間計画確認 ・地域課題の取組み方説明
7	7	吉田公民館	19	ふくしネットフェスタ 第1回全体協議会 差別解消・虐待防止連携協議会 など	・フェスタ骨子案・運営体制 ・全体協議会内容・運営 ・地域課題ワーキング進捗確認
10	11	吉田公民館	28	(部会長連絡会合同) ふくしネットフェスタ 地域課題の検討状況 第1回全体協議会 障害者基本計画進捗状況	・ふくしネットフェスタ準備状況確認 ・地域課題ワーキンググループ報告 ・第1回全体協議会日程・運営方法
10	11	吉田公民館	12	障害支援区分認定審査会 委員の推薦	障害支援区分認定審査会委員の推薦

令和4年度 事業報告

11	14	Web	28	(部会長連絡会合同) ふくしネットフェスタ 第1回全体協議会 県自立支援協議会への課題提出 障害支援区分認定審査会委員の推薦	・ふくしネットフェスタ振返り ・全体協議会内容・役割分担・スケジュール確認・調整 ・課題の挙げ方確認 ・委員選出の報告
2	3	Web	28	(部会長連絡会合同) 第2回全体協議会 次年度に向けて 第1回全体協議会振返り 委員の推薦 今年度振返り	・全体協議会日程・内容・動き 確認 ・事務局への報告書等提出確認 ・委員選出の報告 ・各部会長より、1年通しての感想 等
2	20	Web	15	課題提起 次期相談体制(案) 第2回全体協議会	・当事者運営委員からの課題提起 ・令和6年度からの相談体制(案) ・第2回全体協議会日程等

3、機関紙、冊子、アンケート調査・行事など報告書

- ・地域課題ワーキンググループ立上げ準備・ワーキンググループ開催実施
- ・全体協議会、障害者週間関連企画(ふくしネットフェスタ)の立案・実施

4、課題について

(1)主な検討課題

- ・昨年度までに抽出された地域課題5項目のワーキンググループにおいて課題の整理、現状など。(相談支援体制(基幹相談支援センター設置)案の検討については、市と委託相談法人と各障害者相談支援センター等の専門員の代表で構成された会議で行い、2月20日運営委員会で報告された)

(2)検討の目的と結果(現状)

- ・「災害時の支援体制」・「生活介護での入浴支援」・「高齢化問題」・「学校卒業後の夕方の支援」・「医ケア児の移送問題」をケアマネ・運営委員・長野市のメンバーがワーキンググループを組み、別れて話し合った。

災害時の支援体制と、高齢化問題は、障害分野だけでなく、他分野とも連携・協働が必要なため、今年度は主な課題のまとめと、ワーキンググループメンバーの提案までとし、来年度から本格的な検討に入る。

令和4年度 事業報告

(3)引き続き検討が必要とされる課題

それぞれのワーキンググループは継続して検討していくことが必要。

(4)運営体制について

令和4年度は運営委員の改選期にあたり、3年度の運営委員会の中で検討した新たな運営体制で委員を構成した。これまでの構成員である、委託相談法人の管理者等とケアマネ連絡会の代表者に加え、当事者目線でのご意見などを運営に反映させる必要があるとの意見から、3名の当事者の皆様にご参加いただき、また、部会長から2名を運営委員に選出しご参加いただいた。また、これに併せて、委員定数を10人以内から12人以内に改正した。

5、総括(1年間を振り返って)

前年度までに、抽出された地域課題について5グループに委員が分散して入り、それぞれのワーキンググループを担った。運営委員会では、ワーキンググループの進捗状況を確認することが主な活動となった。

当事者目線での意見を障害ふくしネットの運営に反映させるため、今年度から、障害当事者・当事者団体から構成メンバーとして運営委員会に参加して頂いたが、2月20日の運営委員会で、当事者運営委員2名から、提言の形で出された意見は「当事者の意見が反映されるしくみが形成されていないし機能していない」という訴えだった。

相談支援体制(基幹相談支援センター)の整備では、令和元年度は他地域への視察を行い、令和2年度には北部、南部の相談支援体制が整い、より専門的な分野を担う基幹相談支援センターとして形を成すべく議論を積み重ねてきたが、実現に至らなかった。令和4年度に、運営委員に当事者が入ったが、次期相談支援体制案の作成において、現状確認や今後の仕組みの検討は市と委託相談法人と各障害者相談支援センター等の専門員の代表者により行われた。ふくしネットへの意見聴取が後手となり、当事者の声を十分に聴けていないことは、今後の課題として残った。

次年度は、基幹相談支援センターの具体的な内容を検討する段階に入り、地域課題のワーキンググループも結果を出していくことが求められる。障害のある人の生活が支援者だけでなく一般市民からも見える形、しくみとなるよう、運営委員皆が一つのチームとなって取り組んで参りたい。

R4 年度地域課題WG 中間報告書

提出日 令和5年3月3日 WG名 災害時の支援体制

問合わせ先

テーマ

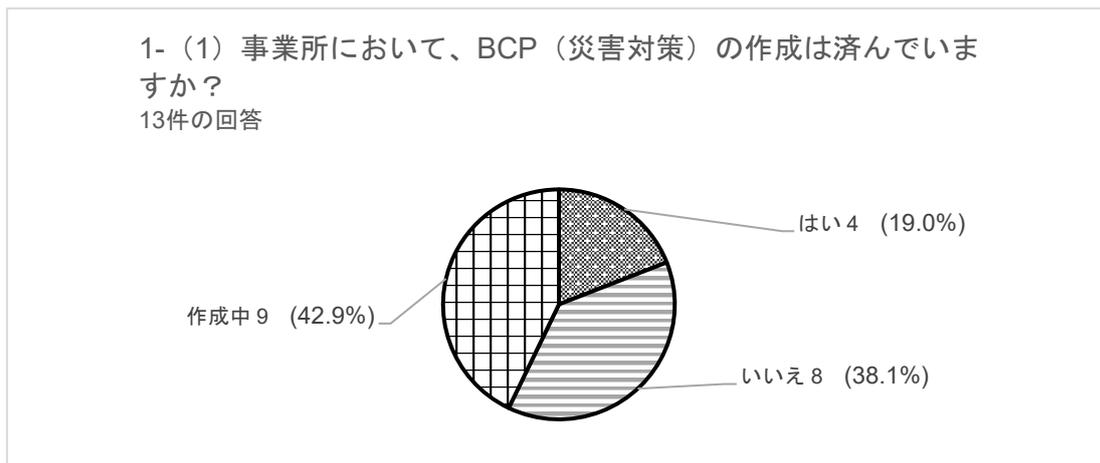
災害時の支援体制（福祉避難所、要援護者台帳整備、GH、医ケア者児の支援等）

話し合った内容・得られた結果	次回のテーマ・新たな課題	今後の方向性
<p>今年度は、災害という大きなテーマについて、来年度WGとして立ち上げが出来るよう準備会として話し合いを行った。</p> <p>災害が起きた時に重要になることは、情報・避難・避難所・個別避難計画・復旧等になるのではないかと検討した。</p> <p>長野市も令和元年東日本台風災害で、緊急の対応が求められた。そこで、受入を行った事業所や受入を調整した相談支援専門員はどのようなことが課題だったのか、また災害以外の緊急時や平時からの課題を探るためアンケート調査を行なった（結果については別紙）。結果から、（宿泊系）サービス提供事業所からは、地域や法人間の連携の難しさ・部屋等のスペース・利用者に関する（医療やアレルギーマターなど対応すべき）事前の情報・職員配置、相談支援事業所からは、災害以外の緊急時のサービス調整の困難さや体験的な利用の場がない、といった課題があげられた。災害のイメージが持ちにくい、当時開業していなかったという事業所もあり、災害の教訓の継承、具体的に災害のイメージをもって法人間等で共有し連携体制を検討することが必要と思われた。来年度はどのように災害のイメージを共有するか、法人間で連携をとっていけばよいか本格的なWGとして話し合っていきたい。</p> <p>また、今年度より長野市で個別避難計画を作成し始めた。第1回全体協議会で個別避難計画の考え方を共有している。市内の状況を市の観点から確認しているが、相談支援事業所が取り組んでみていることにはあるのか。情報交換の場を持ち、課題はないのか、実効性はあるのか、検証していきたい。</p>	<p>今回の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策においての地域との連携や法人間の連携について、市内北部地区を参考にしながらWGを行う ・個別避難計画作成についての検証 <p>今後の検証事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事前の情報提供（ハザードマップ等） ②災害発生時の避難情報の提供 ③避難行動（個別避難計画に基づく） ④避難場所、第1次避難所の問題 ⑤第2次避難所（福祉避難所）の問題 ⑥仮設住宅の問題 ⑦罹災証明書の作成の問題 ⑧復興 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続 □ 施策化 □ 再WG化 □ 終結

災害時・平時の居場所の確保に関するアンケート調査（施設入所・グループホーム・短期入所・宿泊型自立訓練）

（長野市内の 事業所へアンケートを電子メールで送信）

1 事業所のBCP（災害対策）について

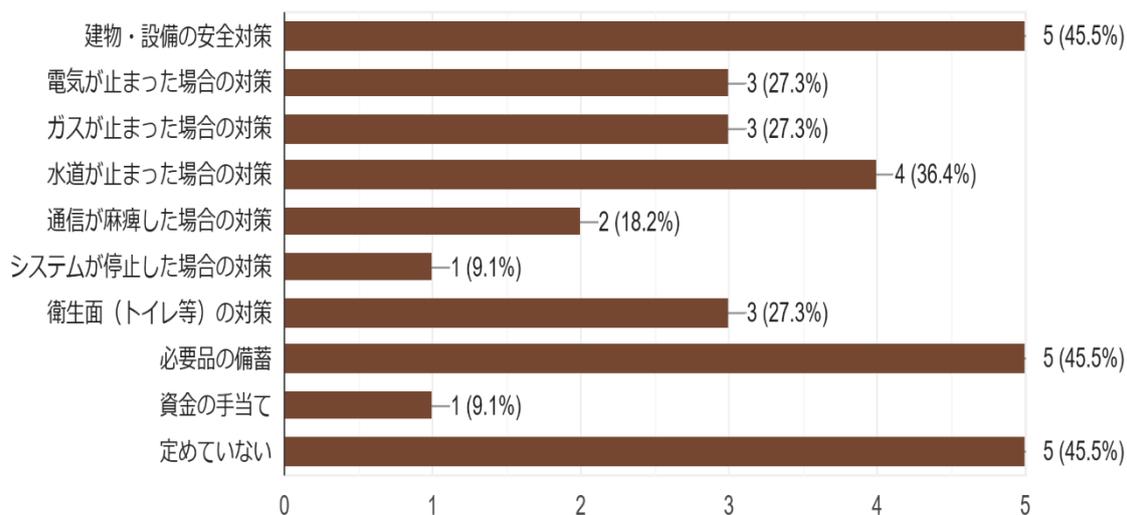


1- (1) -①- (ア) BCP（災害対策）の具体的な平時の対応について

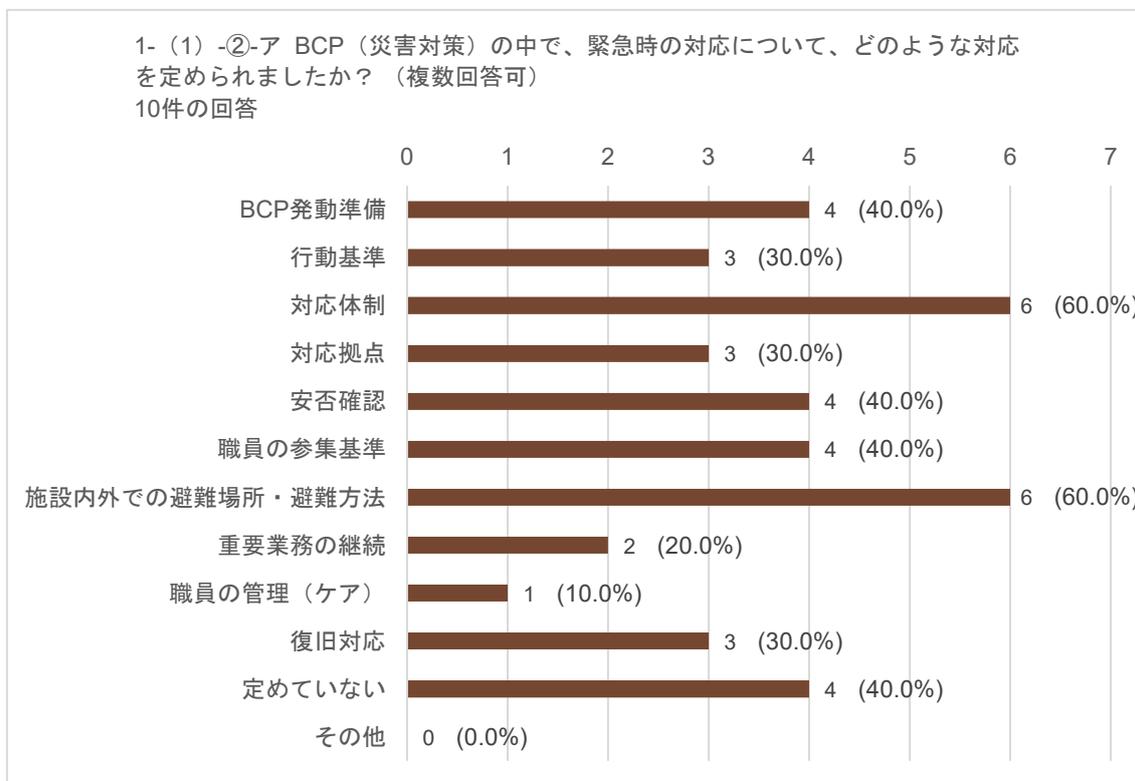
1- (1) -①- (ア)

BCP（災害対策）の中で、平時の対応について、どのような対応を策定しましたか？（複数回答可）

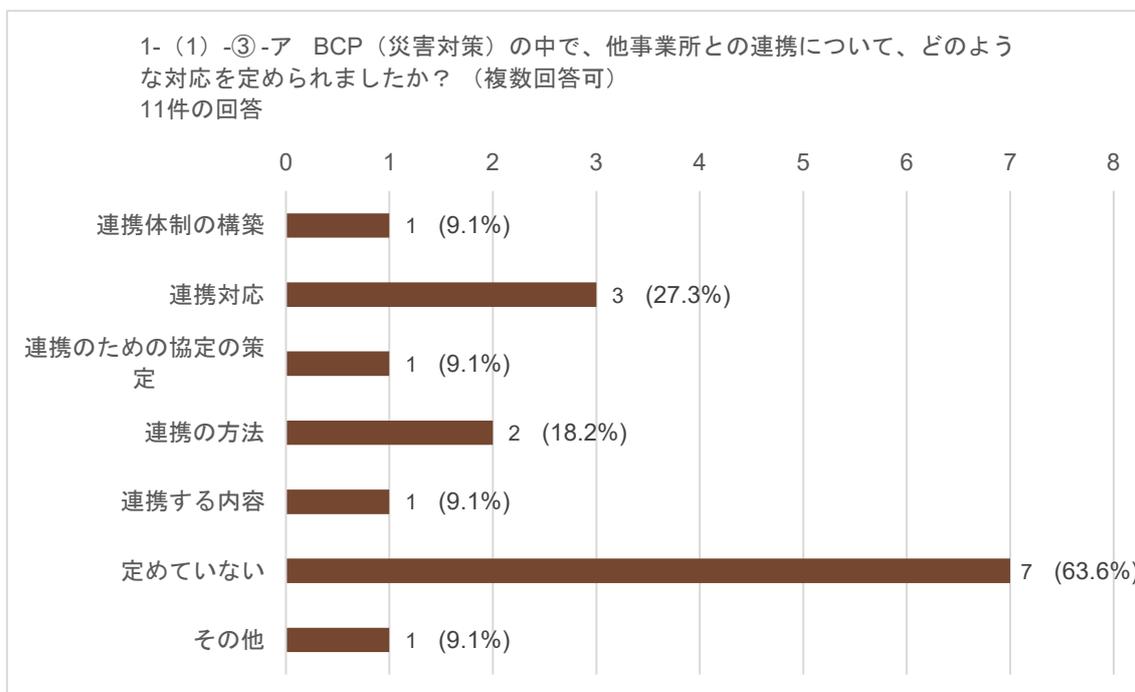
11件の回答



1- (1) -②-ア BCP（災害対策）の緊急時の具体的な対応について

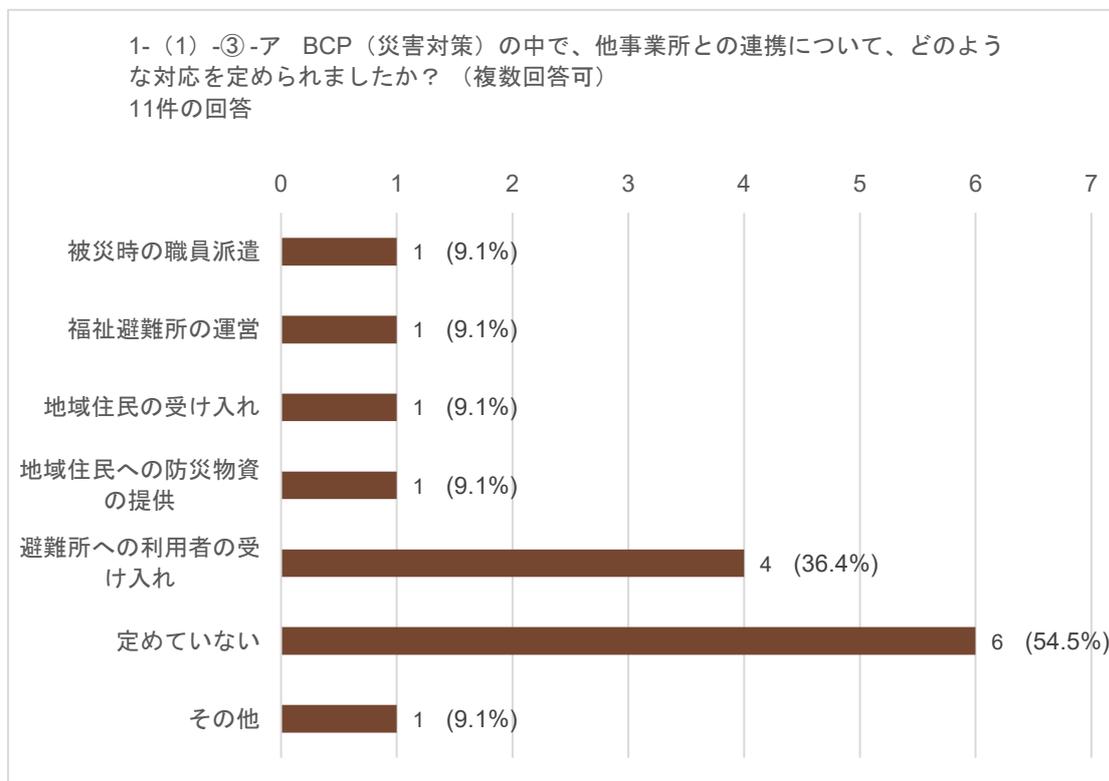


1- (1) -③-ア BCP（災害対策）における、具体的な他事業所との連携について



その他：「作成中のため、現在調整中」

1- (1) -④-ア BCP（災害対策）における具体的な地域との連携について



その他：「作成中のため、現在調整中」

1- (2) BCP の作成について

1- (2) -① BCP（災害対策）の作成をされていないのは、どのような理由や課題があるからでしょうか？

7 件の回答

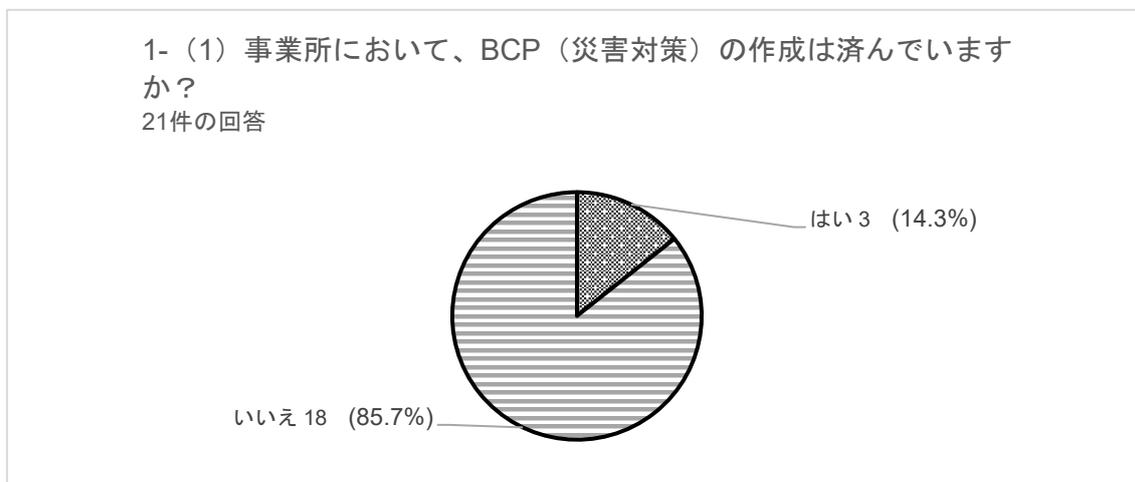
- ・ 研修を受講した後、作成する予定である。
- ・ 地域との連携などの課題を解決しないと作成した BCP が生かせないと考えています
- ・ 感染症発生時と自然災害発生時について取組中であるが多忙のため思うように進んでない。
- ・ 感染症発生時と自然災害発生時について検討中
- ・ よくわからないから。
- ・ 部門全体で検討し、これから作成する段階のため

1- (2) -② BCP（災害対策）について、今後作成を検討していますか？

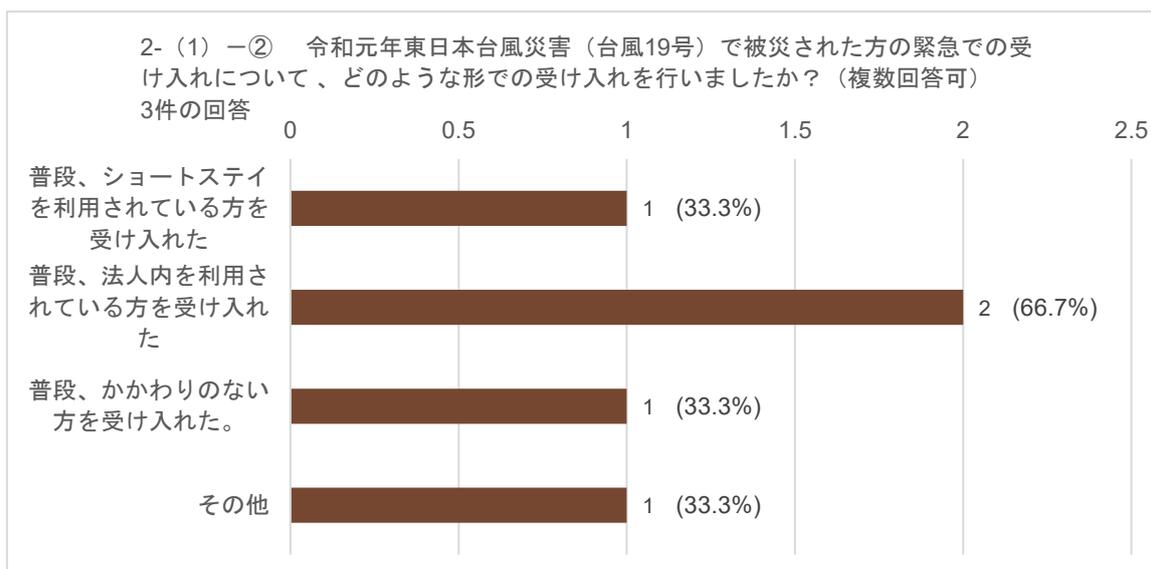
8 件の回答

はい：8件 いいえ：0件

2- (1) 令和元年東日本台風災害（台風 19 号）で被災された方への緊急受け入れについて



2- (1) 令和元年東日本台風災害（台風 19 号）で被災された方への緊急受け入れについて



その他：「法人利用者以外でも相談はあったが、受入に至らなかったケースもあった」

2- (1) -② 令和元年東日本台風災害（台風 19 号）で被災された方の緊急での受け入れに際して、困ったことはありましたか？

3 件の回答

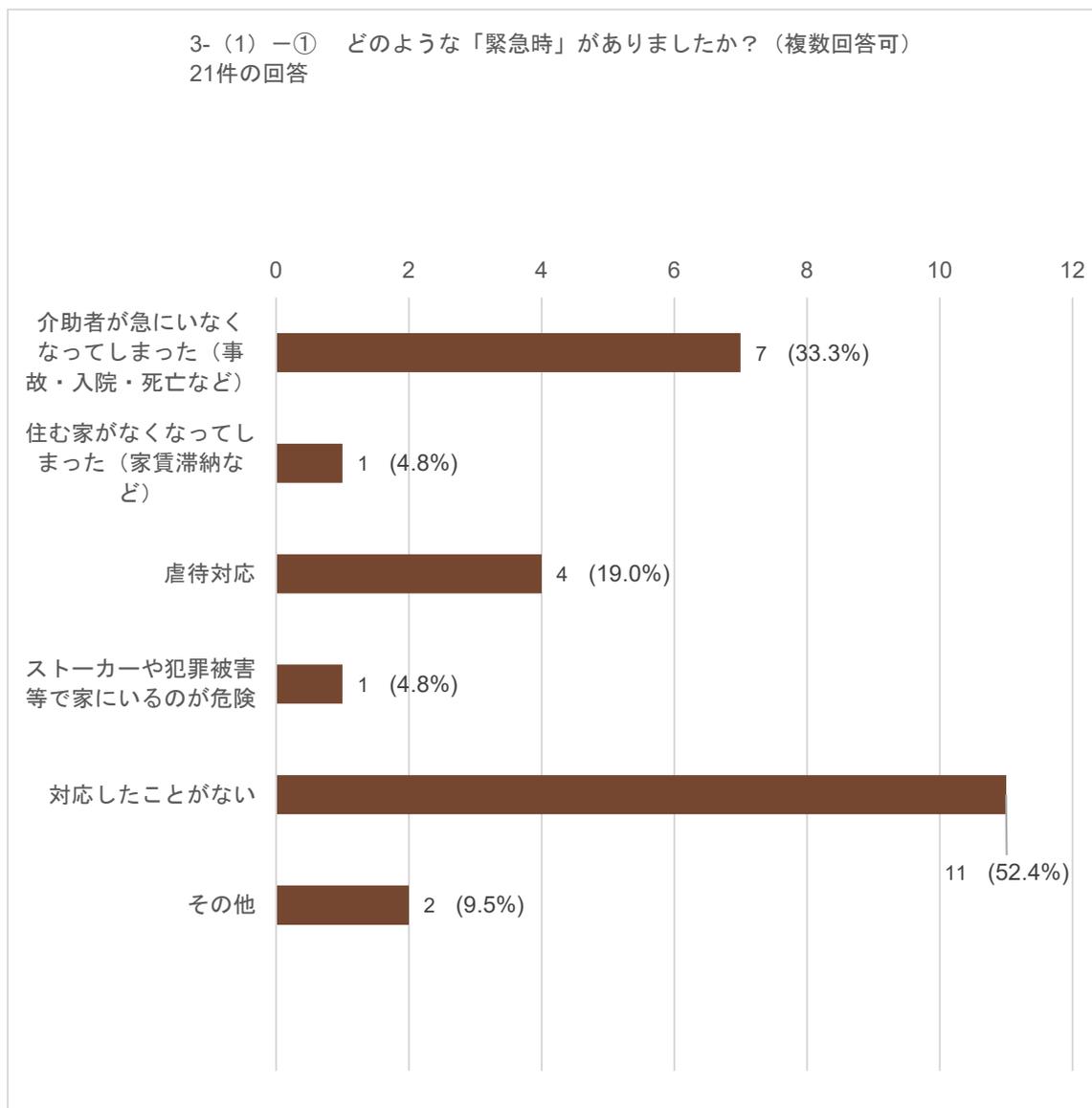
- ・ 緊急受入の相談を受けながらの利用者の予約調整、被災地から施設までの送迎（被災状況や道路状況の確認がとれない）、着替え等の衣類やおむつなど衛生用品の不足（施設で購入して対応）、定期服薬ができないなど。
- ・ 部屋数が足りず、宿直職員の仮眠室がなくなってしまった。
- ・ 1 部屋（7 畳程度）が空いていたが、10 名を受け入れるには狭くリビングを利用した。

2- (2) 緊急時の受け入れの想定について

17 件の回答

- ・ 現在であればコロナ等の感染症
- ・ 車椅子利用者、医療的ケアが必要な方の受け入れは困難な点
- ・ 災害が夜間帯に起きた場合には、すでに利用している人がいるため送迎や居室（寝具）の準備が難しいときもある。
- ・ 施設自体が重度の身体障害のある人に対応していないため、受入が困難なこともある。
- ・ 受け入れた場合の居住スペース
- ・ 住むための部屋、日中の過ごし方（実家の復旧など）、本人の支援内容、感染症・医療面の対応、アレルギーなどの対応、本人の情報も十分ではないため支援や生活の組み立てを全てゼロから始めるため様々な困難がある。
- ・ エレベーターが設置されていない等受け入れ者の制限がかかってしまう
- ・ ご利用者様の情報が不足することが考えられ、情報がなければトラブル等が生じる恐れがある。
- ・ 医療ケア 日中の支援・介助 夜間の介助
- ・ 受け入れと居住スペースと食事提供
- ・ 環境を整えることができない。スタッフの確保ができない。
- ・ 弊社では法人本部というものが無いので、受け入れる場所自体がない。
- ・ 受入れの際の職員態勢の確立が厳しい（人力的に厳しい）
- ・ 部屋がない
- ・ 水害時においては、受け入れる場所がない。
- ・ 人・場所・物など、それまでの環境とは異なる場所、行動が極端に制限される中での生活に対して、ご本人が受け入れることが出来ない場合の対応。
- ・ 居室がない。

3- (1) 災害以外の緊急な対応



その他：「精神障害の人で不安が強くなり、自宅で過ごせない」「親御さんの都合で利用者さんが家に帰省できなくなってしまった」

3- (1) -② 緊急時にどのような対応をとりましたか？

10 件の回答

- ・ ①市 CW、児相、ケアマネ（プランナー）などからケースのアセスメントなどの情報共有
- ②法人内での緊急受入調整会議と合わせ、当日の予約状況などの確認
- ③ご本人と一緒に相談員なども来所いただき、施設との契約、利用料についての説明、

利用の意思確認を行う

といった、受入までの流れがマニュアル化されている。

- ・ 緊急連絡網での周知、関係機関との連絡等、救急搬送
- ・ 職員での捜索・警察への連絡
- ・ 空き室・ショートにて受け入れ、家具などを急遽集めた。寝具についても緊急で購入したものや予備として保管していた物を使い、何とか生活できるための用品をそろえた。日中の生活について、相談支援専門員にも急遽入ってもらい、法人内の日中支援事業所をつかえるように生活環境を整えた。
- ・ 宿泊型で虐待案件を受け入れした
- ・ ホームでの受け入れをした
- ・ 前もって相談員さんからの連絡があり空室があったので会議終了後にそのまま空室へ移動してもらいました。
- ・ 急遽、グループホームに滞在して頂いた。
- ・ たまたま1部屋空きがあったので、その日のうちに受け入れができた。
- ・ 代わりに対応していただける職員を配置した。

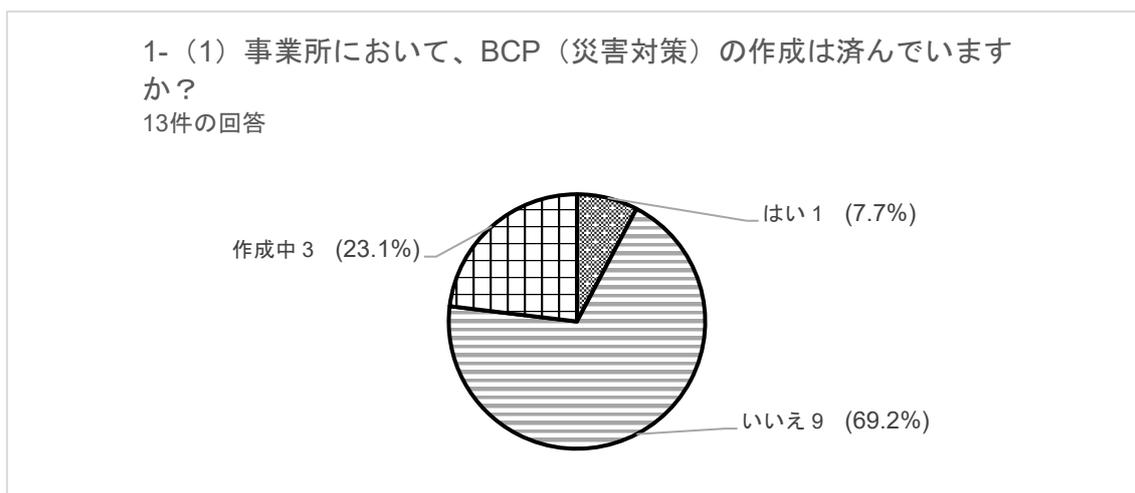
3- (1) -③ 緊急時対応をする際に、困ったことはありますか？

8 件の回答

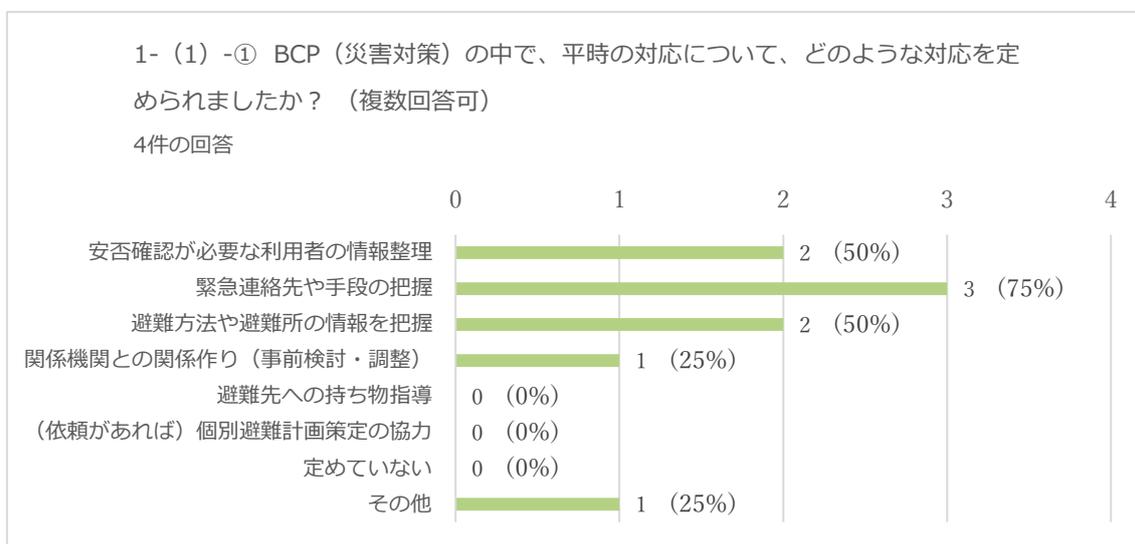
- ・ 緊急時対応は障害のある人の地域生活を支援するうえで重要なことだと考えています。関わる職員は利用期間中、できるだけ安心して生活してもらえよう支援していますが、利用が始まると急に関係者から連絡がなくなってしまうことが残念です。せめて支援の方向性や方針が決まったら連絡を頂きたいです。
- ・ 人員不足
- ・ 特になし
- ・ 緊急受け入れのため、適切な部屋が無くても受け入れざるを得ない。女性限定のホームに男性を入居させることになるなど、混乱が生じた。
本人の情報が無いままに受け入れたため、支援の方法などもゼロから評価しつつ、支援内容を組み立てていく必要があった。
経済状況も把握できていないが、困窮していることが多い。
- ・ 詳しい情報がない・時間によっては職員が時間外対応をしなくてはならない
- ・ スタッフの確保が難しかった
- ・ 緊急時に受け入れたその後の行先が決まるまでに時間がかかり、職員配置など対応におわれた。
- ・ 変形労働時間制で働いていただいている中での月内での勤務時間の調整

災害時・平時の居場所の確保に関するアンケート調査（指定相談支援事業所）
 （長野市内の 事業所へアンケートを電子メールで送信）

1 事業所の BCP（災害対策）について



1-（1）-① BCP（災害対策）の平時の対応について

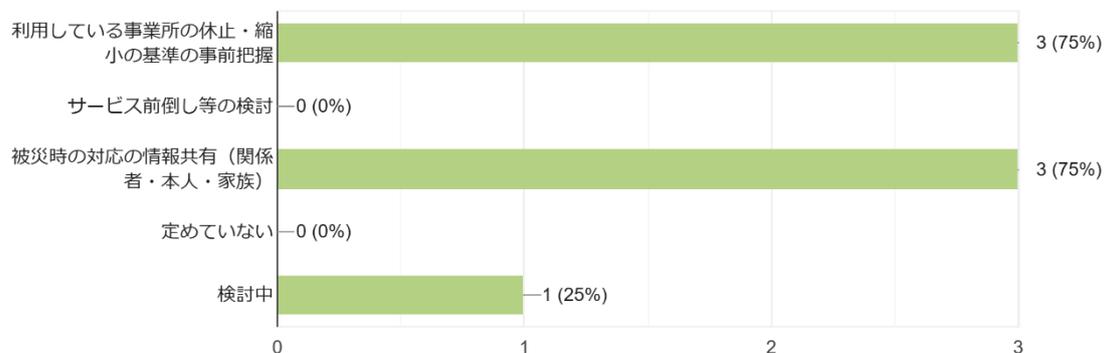


その他：「内容検討中」

1- (1) -② 災害が予想される場合の対応の内容について

1- (1) -② どのような事態を想定されていますか？（複数回答可）

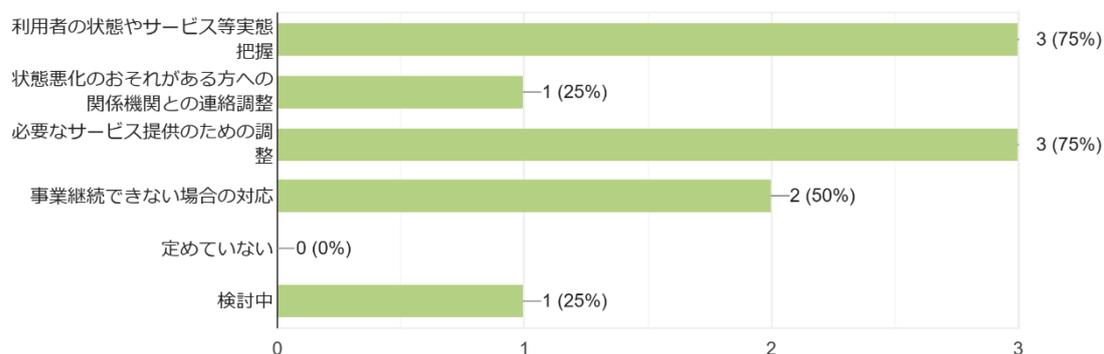
4件の回答



1- (1) -③ 災害発生時の対応の内容について

1- (1) -③ どのようなことを想定されていますか？（複数回答可）

4件の回答



1- (2) BCP 作成について

1- (2) -① BCP（災害対策）を作成されていない理由や課題はどのようなことがあるでしょうか？

9件の回答

- ・ 感染症対策での BCP を優先して作成したため。
- ・ 具体的な作成方法などが決まっておらず、検討中のため。
- ・ 研修を受講した後、作成する予定である。
- ・ 同事業所の他の事業から BCP 作成をしているため
- ・ 効果的な対策が現時点で取れない
- ・ 特になし

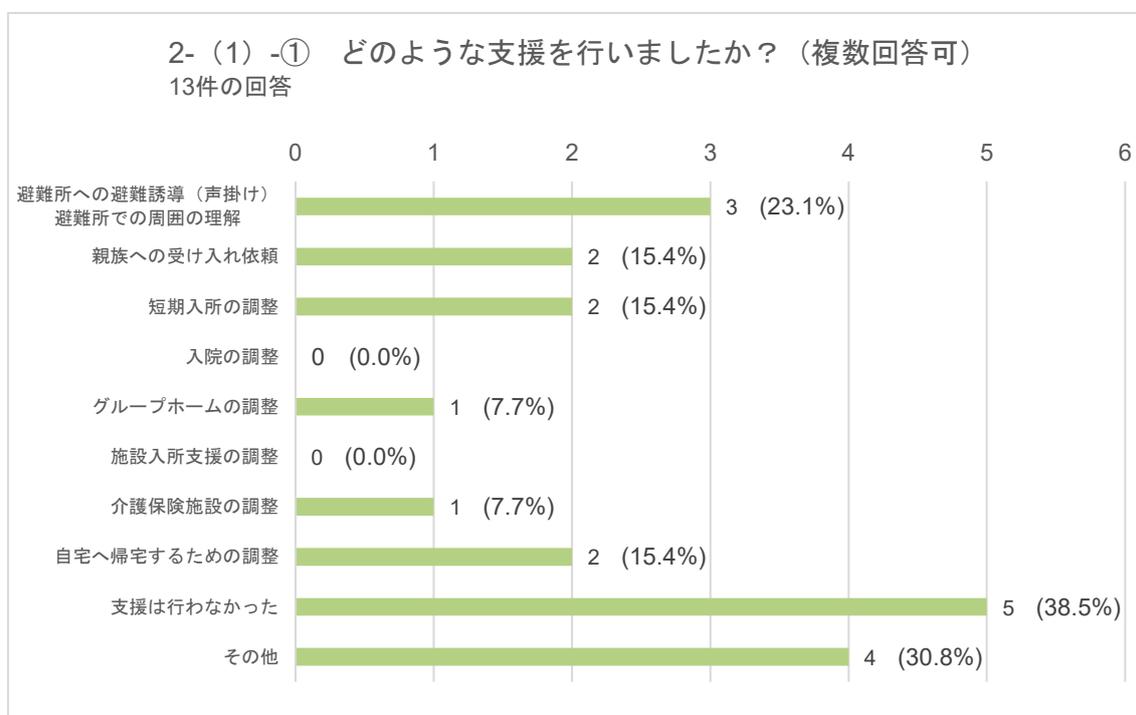
- ・ 着手していないだけ
- ・ 1人で相談支援にあたることで（台風19号では避難した側であった）どんな時にどんな関わりができるのかがまだ不明瞭だが、会議の中で関係者と共有の場は設けている。
- ・ 災害時対策の具体的なイメージができていないため

1- (2) -① 今後BCP（災害対策）の作成を検討していますか？

9件の回答

はい：9件 いいえ：0件

2- (1) 令和元年東日本台風災害（台風19号）による被災者への支援について



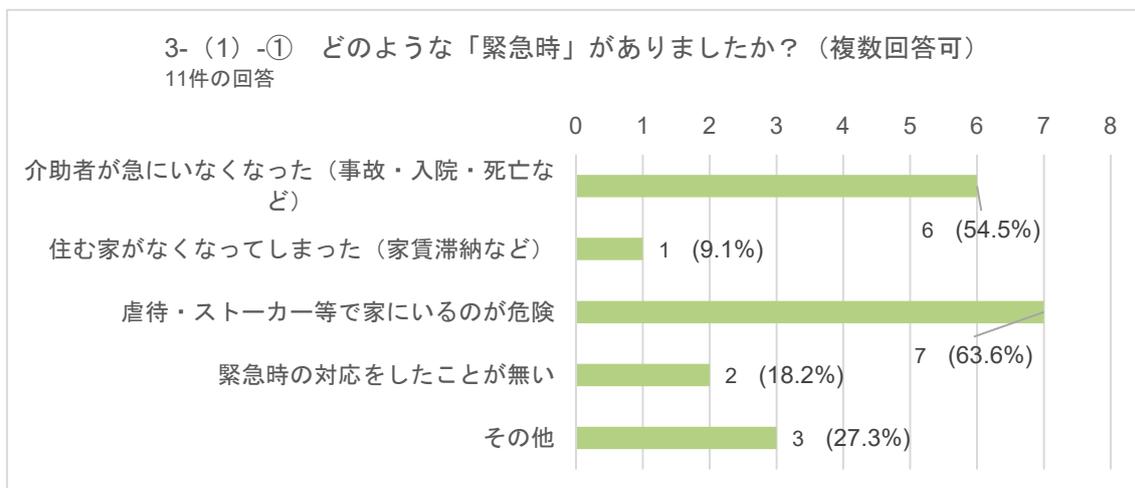
その他：「行政手続きの支援」「開業していなかった」「当時、法人設立していない」「相談支援事業所は開所していなかった。通所施設として利用者さんへ避難場所提供をした。」

2- (1) -② 対応して困ったことはありましたか？

3件の回答

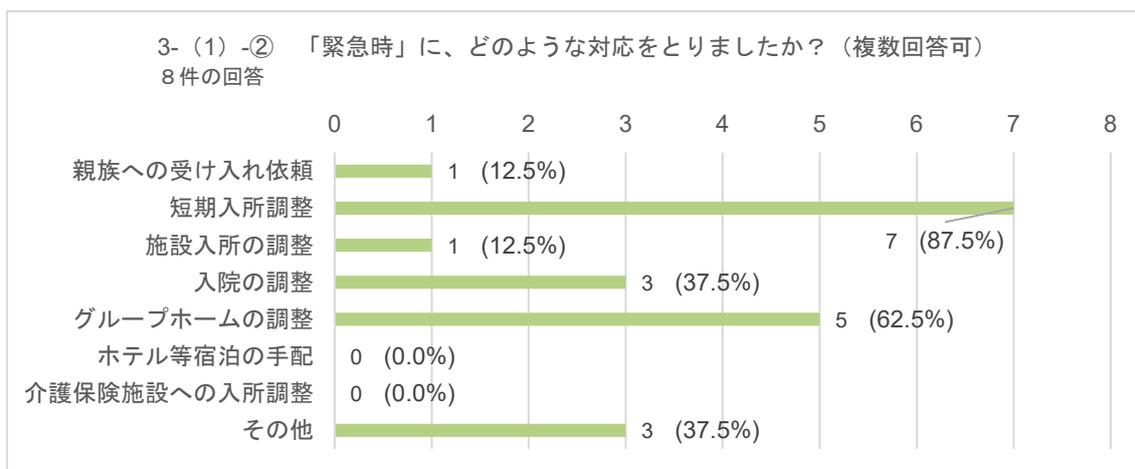
- ・ 被災者が集中したことと、障がい特性への理解が不十分だったことでスムーズに対処できなかった。
- ・ 自分が避難する側であった。要介護者を抱えての避難であり、周りに十分な配慮をする余裕はあまりなかった。
- ・ 当事者やその家族の状況の情報を得るまでに時間がかかった

3- (1) 災害以外の緊急時対応の内容について



その他：「利用者の入院（独居、身寄り無し）」「連絡が取れなくなり安否確認」「ある程度予測されていた緊急時／(葬祭)（介護者が不在）・介助者の体調不良」

3- (1) -② 「緊急時」に、どのような対応をとりましたか？（複数回答可）



その他：「居宅介護の支援調整（サービス量を増やす等）」「自宅訪問／情報提供／サービスの調整」「訪問看護ステーションへの連絡」

3- (1) -③ 「緊急時」に対応する際に、困ったことはありますか？

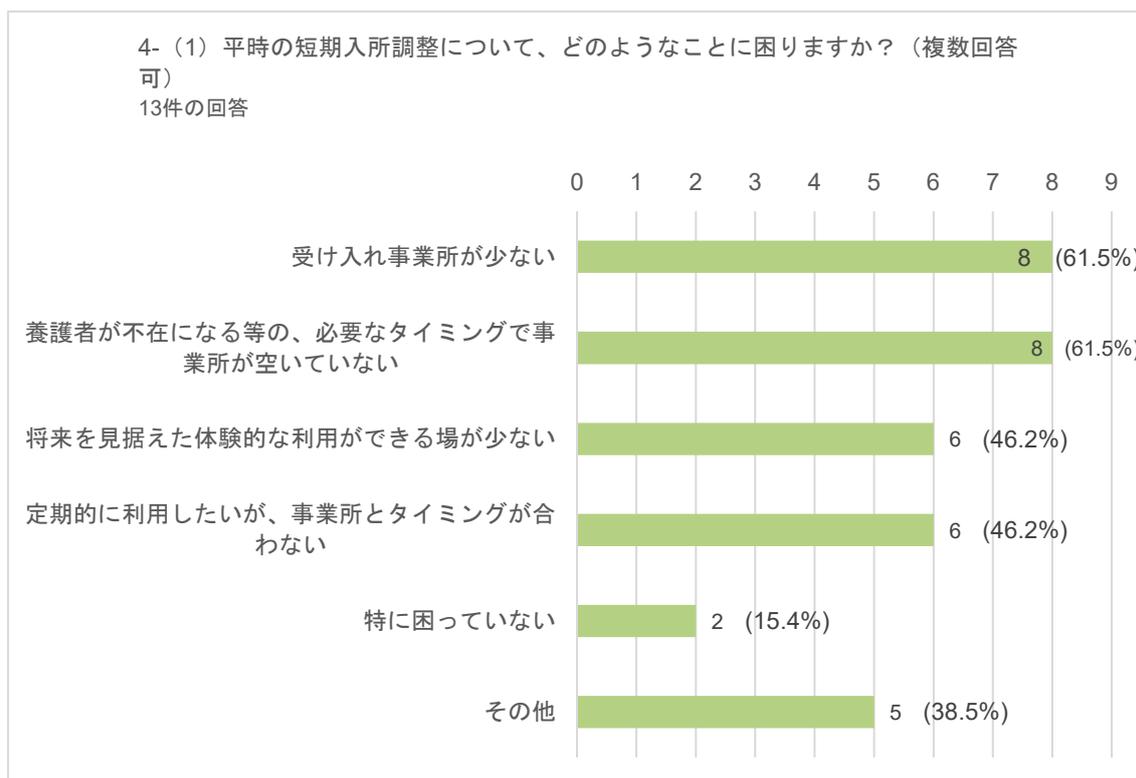
6 件の回答

- ・緊急時の短期入所利用の調整が困難
- ・利用者に親族等がない場合、サービス事業所がどこまで介入すべきか
- ・事業所へ連絡をしても判断のできる方や担当者と連絡が取れない／行動援護事業の受け入れができない／
- ・対応できる施設が少ない。

・予測されていた事案については数か月前から準備を始めていたが、コロナ禍で支援してくださる側の対応が追い付かず、実際には家族対応となってしまった。

・受け入れ事業所が見つからない場合

4- (1) 平時の短期入所調整での困ることについて



その他：「定期利用の希望者はたくさんいますが、調整困難中です。」「利用に否定的な家族の調整」「事業所への送迎／長野市南部に短期入所の事業所が少ない／週末に希望しても利用できない／行動障がいのある方の受け入れ先が少ない」「コロナウイルス流行により、ショート受入停止等」「入所を抱えていることでコロナ禍での受け入れが厳しく、利用していた方も実際に利用できず、新規の利用希望者も話が進まずにいる。・複数体制での身体介護が必要でも重心認定が受けていないことで利用できないケースがある。」

R3 年度地域課題への取組 報告書

提出日 令和5年 3月2日 部会名・WG名 生活介護における入浴支援ワーキング 問合わせ先 担当運営委員 勝山(長野授産所)

取組んだ課題

入浴サービスを提供する生活介護の数が限られ、また入浴サービスに係る人的配置などの面で事業所側の負担が極めて大きい。入浴サービス時の加算について、介護分野でも導入されている入浴介助加算などを参考に、入浴サービスを実施している生活介護事業所を中心にワーキングで検討し、令和4年夏までに具体案を取りまとめ、令和5年度予算への反映をめざす。

取組んだ内容・得られた結果	今後の方向性	方向性を出した理由
<p>R4 年度 長野市ふくしネットの中に「生活介護での入浴支援ワーキンググループ」を設置し、事務局会議を 6 回、ワーキングを 2 回(7 月、11 月)開催。入浴支援に関する現状や課題について、事業所からの情報収集、アンケートを実施し、次のような課題が確認できた。※アンケートの結果については別紙のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入浴支援を行う事業所では、光熱水費や設備の維持管理費、より多くの人的配置(職員数や看護師)が必要なため、人件費の負担も大きいこと。 ○事業所が増えないため、入浴を希望される利用者のニーズに応えるために送迎エリアが広がってしまい、そのことも事業所の負担となっていること。 <p>以上の課題に対して、長野市単独の補助等を受けられないか検討を行った。しかしこれらは、長野市だけではなく、全県の・全国的な課題であり、長野市単独の加算ではなく、総合支援法の報酬改定の中で取り上げてもらいたい内容であることから、入浴支援を評価する加算の創設について、要望活動を充実していく方向となった。</p> <p>具体的には、①長野県自立支援協議会への提案(12 月に県協議会へ提出し、回答待ち) ②長野市から長野県市長会などを通して国へ要望をしていく。(R6 年度の報酬改定の概要を確認した後、市としてのアクションを考える予定)</p>	<p>■ 施策化</p> <p>□ WG化</p> <p>□ 終結</p>	<p>障害者総合支援法における生活介護事業所の入浴支援に関する加算の創設を提案。</p> <p>長野市だけの課題ではなく、全国的な課題であり、報酬に反映されるものであると考えたため。</p>

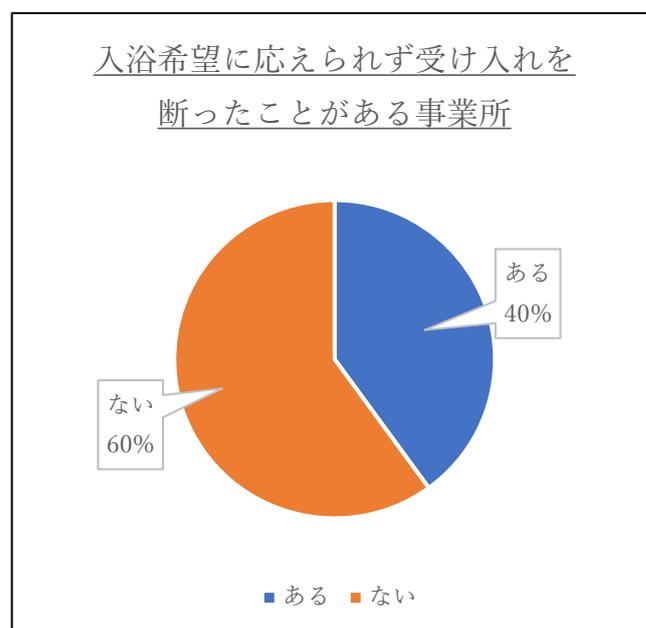
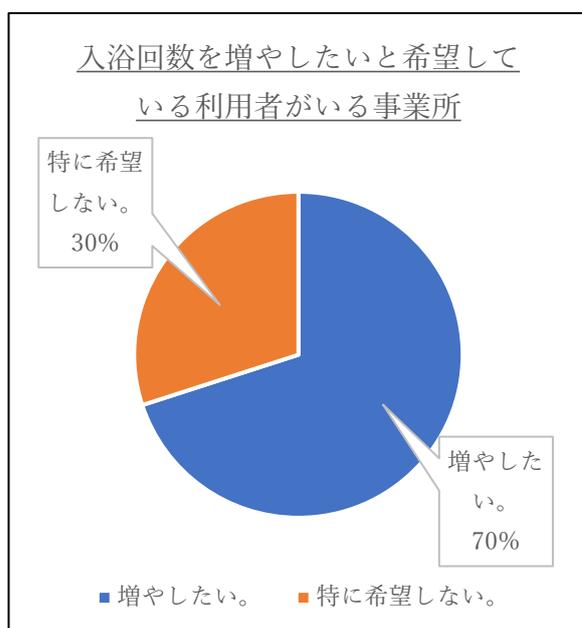
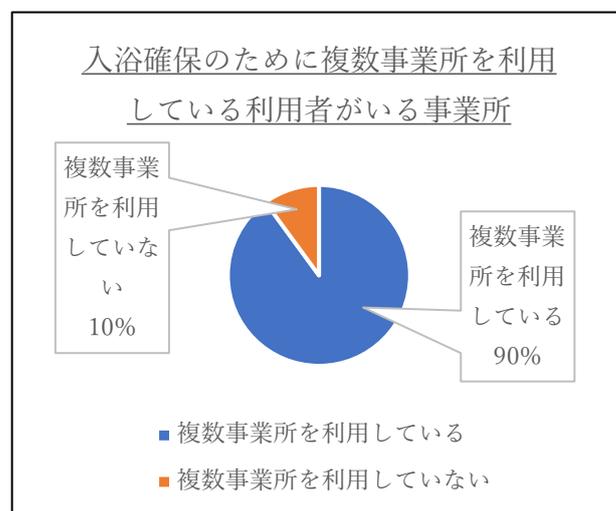
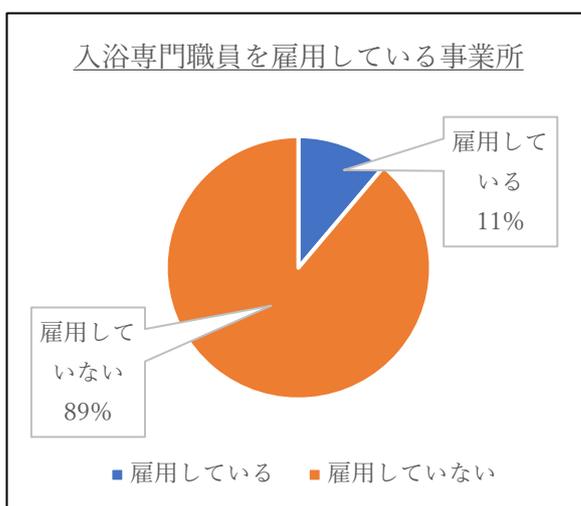
※提出先:長野市障害ふくしネット(協議会)事務局 長野市南部障害者相談支援センター メール:fnnet@hynet.sakura.ne.jp

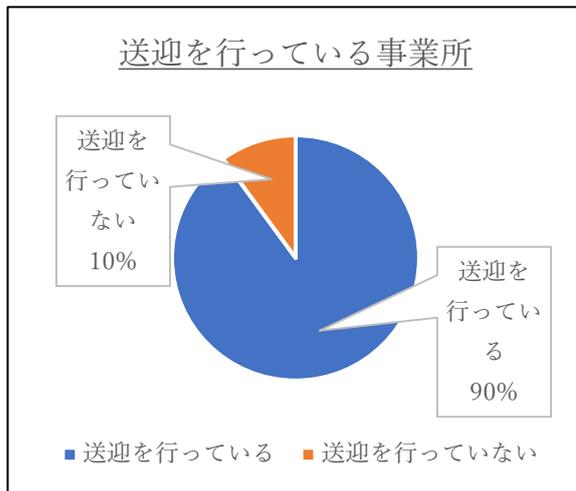
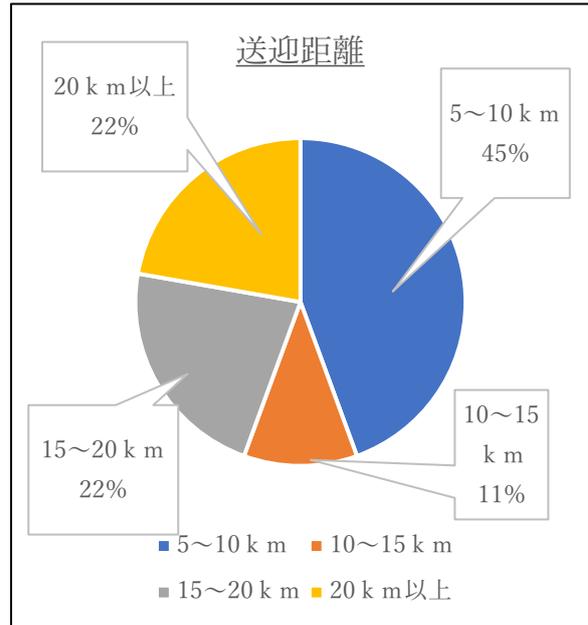
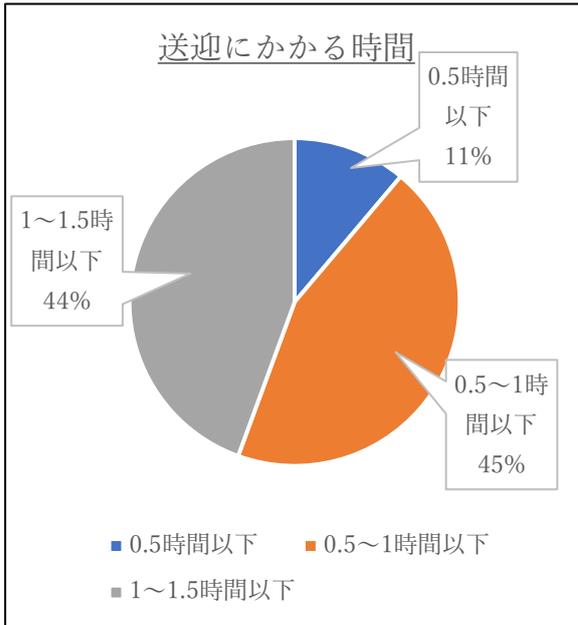
<生活介護事業所へのアンケート集計結果>

○アンケート集計結果

長野市内 生活介護事業所について			
	総数	入浴実施事業所数	
H28 年度	30	10	33.3%
R4 年度	39	12	30.8%

入浴サービスを提供できない理由		
職員の負担が大きいため	4/10	40.0%
職員配置ができないため	4/10	40.0%
入浴以外の活動に支障が出てしまうため	3/10	30.0%
職員を雇用する人件費が出せないため	1/10	10.0%





R4年度地域課題への取組 報告書

提出日 令和5年 3月 3日 部会名・高齢化問題ワーキンググループ 問い合わせ先

高齢化問題（介護保険への移行や兼ね合い、GHでの通院介助のあり方ふくむ）

WG事務局 ケアマネ：二本、青木、西川、浅井

運営委員：土井

長野市：穂苺

会議開催日：6/22, 7/28, 9/28, 10/28, 11/25, 2/28（全6回）

取り組んだ内容・得られた結果	今後の方向性	方向性を出した理由
<ul style="list-style-type: none"> ・課題の整理 ・来年度からのワーキンググループのメンバーについての提案 (別紙) 	<input type="checkbox"/> 施策化 <input checked="" type="checkbox"/> WG化 <input type="checkbox"/> 終結	

2023. 2. 28

WG「高齢化問題」WG 設置へ向けた課題と WG メンバーについて

利用者や家族が高齢化している現状から介護保険への移行や GH における支援について様々な課題を抱えているため高齢化問題ワーキンググループを設置し、問題解決に向け、課題を整理し、グループメンバーについて、提案をする。

1 日中活動の場における高齢化課題

- ① 介護保険移行にあたり、サービスの量や利用料など、様々な変化が発生することに対して不安、戸惑いの声がある。
- ② 65歳以上の方が就労継続支援 B 型利用の継続を希望された際、介護認定やチェックリストを受けるといった手続きが必要になるなど、本人の意向だけでは決められない。
- ③ GH での日中の過ごし方の課題
 - (1) 体力・意欲低下等に伴い週 5 日通所することが難しくなっても、GH の体制により、平日の日中は通所する選択肢しかない。
 - (2) 介護認定の結果が自立だと、日中活動先の選択肢が少なくなる。地活などゆっくり過ごせる場所や、GH で過ごせる体制があると良い。
- ④ 中途の視覚障害の方からの受診や外出の支援の希望は多いが、同行援護事業所が不足。65歳以上の方も多いが、介護保険には同行のサービスはない。

2 居住支援における高齢化課題

- ① 障害の GH での生活が大変でも、介護度 3 以上でないと介護施設の入所申し込みができない。申し込みができたとしても、GH 入居中であると介護保険施設入所の優先度が低くなるため、移行が難しい。
- ② 身障の方は 65 歳以上だと新規の GH 利用ができないため、これまで在宅で生活してきた方が施設等への入所を希望されたとき、介護度が低く出てしまうという問題もあり、介護関係の施設では選択肢が限られる。

3 高齢障害者の地域移行

65 歳以上 5 年以上入院者の退院が進まない（精神科入院者が減っても高齢者の割合が増えている）ことが問題となっている。その原因として、精神障害者に対する地域

の理解が進まず、地域の受け入れ体制が整っていないことなどが挙げられる。

知的障害者の入所施設からの地域移行は長野県としては進んでいるが高齢知的障害者については取り残されている感がある。

4 家族の高齢化による課題

- ① 家族が高齢になり、老障介護、虐待やひきこもりなど、介入が難しくサービスにつながりにくい。(障害受容ができない。支援者との関係構築が難しい)
- ② 親ありきの生活から親に頼れなくなった時にどうするか...
(通所・ショート先への送り迎えなど移動手段の喪失、生活の支え手だったり精神的な支えの喪失、必要な手続きの停滞、治療同意など判断・対処の出来にくさ、相続や財産管理の課題)

5 後見人に関する課題

- ① 本人や家族に後見人の必要性を理解してもらい入り口までが困難。
- ② アパートや介護施設が必要になってきたときの保証人がいない。または費用がかかり支払いができるか心配。

6 介護保険とのギャップ

- ① 障害福祉と介護保険のサービス内容・柔軟性の違い
- ② サービス利用時の費用負担
- ③ 障害分野(相談支援専門員)と介護保険(介護支援専門員)の相互理解
- ④ 介護保険への移行を見越して障害福祉サービスの支給量を調整している現状

以上の課題を踏まえて、ワーキンググループのメンバーとして次の方々を提案する。

- ・社協(成年後見センター)(マイサポ長野市)
- ・民生児童委員
- ・訪問看護ステーション
- ・地域包括ケア推進課(中部包括、篠ノ井分室)
- ・事業者(GH, 就労等)
- ・当事者
- ・家族

R3 年度地域課題への取組 報告書

提出日 令和 5 年 3 月 10 日 部会名・WG名 夕方支援 WG 問い合わせ先

取組んだ課題

学校卒業後の夕方の支援（主に家族の就業支援という観点で）

取り組んだ内容・得られた結果	今後の方向性	方向性を出した理由									
<p>1 協議内容</p> <p>① 生活介護事業所、居宅介護事業所、相談支援事業所での夕方支援の相談、依頼状況を年度、利用者属性（新卒/その他、障害種別、等級）、相談・依頼の状況の把握をアンケートにて実施。</p> <p>→家族の就労時間に合わせた預かりの要望が多いがマンパワーが足りなかったり、費用面も厳しいという実態を把握</p> <p>→通所施設で全て対応するのは困難等</p> <p>→支援の基盤づくりに向けて今できる対策を検討</p> <p>② 長野市日中一時支援についての情報共有</p> <p>→国の地域生活支援事業の中の日中一時支援として行っている</p> <p>③ 長野市日中一時支援の見直し</p> <p>実施したアンケートをもとにタイムケア利用の現状を把握し、重度障害者と行動援護対象者の単価の見直しと利用時間の延長について協議した。</p> <p>2 成果</p> <p>① 行動援護対象者の単価の引き上げ</p> <p>② 必要な人に対して利用時間の延長</p> <table border="1" data-bbox="1152 1048 1326 1995"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>単価</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>800 円</td> <td>1 時間当たりの単価。</td> </tr> <tr> <td>重症心身障害者、医ケア者 行動援護対象者</td> <td>1400 円</td> <td>最小 15 分単位</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	単価	備考	障害者	800 円	1 時間当たりの単価。	重症心身障害者、医ケア者 行動援護対象者	1400 円	最小 15 分単位	<p>□ 施策化</p> <p>□ WG化</p> <p>■ 終結</p>	<p>夕方支援 WG ということでは長野市で日中一時支援の単価と時間を改正されることになり一定の成果があり終結した。検討を進める中で、大人の生活を考え、例えば通所する事業所が 15 時～16 時に終了してしまうのはどうかと保護者からも聞かれるように、既存のタイムケアのように単に隙間を埋めるという支援だけではなく、通所時間以外の時間をいかに充実した豊かな生活を送れるための支援やサービスを考える必要があるのではという議論が持ち上がり新たな課題が出てきたため来年度以降、ふくしネットの中で検討していくことを確認した。</p>
対象者	単価	備考									
障害者	800 円	1 時間当たりの単価。									
重症心身障害者、医ケア者 行動援護対象者	1400 円	最小 15 分単位									

R3 年度地域課題への取組 報告書

提出日 令和5年 3月 8日

部会名・WG名 医療的ケア児の移送についてのワーキング

問い合わせ先

取組んだ課題

医ケア児の移送問題

取り組んだ内容・得られた結果	今後の方向性	方向性を出した理由
<p>○医療的ケア児の支援における多くの課題の中で、特に移送においては、個別対応や看護師の付き添い等が必要となるため、ほとんどの部分を家族が担っている実態があります。</p> <p>○日頃から医療的ケア児とその家族の支援に携わっている障害福祉関係者でワーキンググループを発足。今年度全7回の検討会を開催し、ニーズや課題の確認、施策化に向けた検討を行いました。</p> <p>○医療的ケア児及び家族の負担軽減、社会参加拡大のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを速やかに実施できる看護職員等付き添い者の確保 ・移動手段の確保(公共交通機関利用の困難さ、乗車可能な車輦が限られる等) 	<p>■ 施策化</p> <p>■ WG化</p> <p>□ 終結</p>	<p>○長野市の地域生活支援事業で行われている長野市移動支援サービス事業(社会生活上必要な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の支援)の対象者として医療的ケア児を追加し、看護職員等が付き添うことで、移送支援の充実を図る方向で検討をしましたが、国の要綱に沿った制度であるため、見直しは難しいと市からアドバイスをありました。</p> <p>そのため、市の単独事業について再検討し、「(仮)医療的ケア児移送支援事業」(案)について提案します。<別紙参照></p>

※提出先:長野市障害ふくくしネット(協議会)事務局 長野市南部障害者相談支援センター メール:fnct@hynet.sakura.ne.jp

医療的ケア児移送支援の事業化について（案）

令和5年3月23日

1 背景

医療的ケア児の支援における多くの課題の中で、特に移送においては個別対応や看護師の付き添い等が必要となるため、ほとんどの部分を家族が担っている実態がある。

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立したことから、長野市としても支援の充実を図ることが必要である。

2 事業名

（仮）医療的ケア児移送支援事業

3 事業の目的

医療的ケア児が外出する際に、看護職員等が医療的ケアを伴う支援を実施し、医療的ケア児の社会参加の拡大と保護者の負担軽減を図る。

4 事業の対象者及び対象期間

日常的に医療的な生活援助行為を要する状態にある児童とし、原則18歳までとする。

5 実施方法

(1) 支援の範囲

外出目的の達成に係る出発地から到着地（目的地）までの移動の間、目的地における移動等を対象とする。

(2) 事業の種類

利用者の安全確保のため、マンツーマンによる個別支援を基本とするが、医療的ケア児の状態により従事者2人の介助が必要な場合は、個別に「2人介助可」として利用決定を行う。

(3) 移動の方法等

徒歩又は公共交通機関及び事業所が所有する車両を利用できる。なお、公共交通機関等の利用料金は本人分及び事業者分とも別途実費を負担するものとし、負担割合等については、利用者と事業者間の契約に基づく。

※ 事業所が所有する車両を利用する場合、道路運送法上の許可及び登録を得た車両を利用し、運転は当該看護職員以外が行うものとする。

6 事業の対象となる外出

社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出、通院・通所

7 事業の開始時期

令和5年度に制度設計及び概算要求を行い、令和6年度中の開始を目標とする。

- 他地域や他県においては、既存の障害福祉サービスを補完するための移送支援制度を新たに開始している。長野市においても医療的ケア児の支援の充実が図られるよう、今回提案した制度の実施に向けて、ワーキンググループでの検討を継続する。
- ワーキンググループのメンバーについては別紙のとおり。

別紙

- ・長野市障害ふくしネット 医療的ケア児の移送についてのワーキング（順不同）

(社福)長野県社会福祉事業団 水内荘	木下 香織
(社福)森と木 森と木365	小山 勝章
(社福)森と木 長野市北部発達相談支援センター	熊谷 恵子
(社福)廣望会 長野市南部障害者相談支援センター	田中 みどり
(NPO)こすもけあ福祉会	大久保 千鶴
(社福)長野市社会事業協会 にじいろキッズらいふ	小林 紀子
長野市保健福祉部障害福祉課	倉島 英俊